

## 【イタリア】未成年者による犯罪の予防等を目的とした緊急措置

海外立法情報課長 芦田 淳

\* 2023年9月、未成年者による犯罪の予防、未成年者に対する教育の提供、デジタル環境における未成年者の安全を確保するための措置等について定める緊急法律命令が制定された。

### 1 制定の経緯等

本稿では、2023年9月15日緊急法律命令第123号「青少年の生きづらさ [disagio]、教育の貧困及び未成年者の犯罪に対処するための緊急措置並びにデジタル環境における未成年者の安全のための緊急措置」<sup>1</sup>（以下「123号命令」）を取り上げる。緊急法律命令とは、緊急の必要がある非常の場合に政府が自らの責任において制定する、法律と同等の効力を有する命令で、公布後60日以内に、国会により法律に転換されなければ失効する（憲法第77条）。123号命令制定の背景には、イタリア南部ナポリ郊外のコムーネ（基礎的自治体）カイヴァーノで、10歳と12歳の少女が数か月にわたり未成年者を中心とする集団に性的暴行を受け、その映像がソーシャルメディアによりインターネット上に公開されるという事件があった<sup>2</sup>。123号命令は当初、全4章16か条から成り、2023年9月16日に施行された<sup>3</sup>。その後、同年11月に一部の修正（条の追加を含む。）とともに法律に転換された。転換後は、全4章25か条から成る。

### 2 123号命令の主な内容

#### (1) カイヴァーノに対する支援措置（第1章）

第1条から第2条までは、カイヴァーノのインフラ（上述の事件の現場となった、放置されていたスポーツ複合施設等を含む。）整備、カイヴァーノ当局の行政能力向上並びにカイヴァーノ及び隣接自治体の後期中等教育（高等学校に相当）期の学生支援のための規定等である。

#### (2) 治安及び未成年者による犯罪を予防するための措置（第2章）

第3条は、都市の品位及び安全の保護のために特定の場所への立入りを禁止する措置（D.A.C.U.R.）を14歳以上の未成年者に適用できることを明示し、適用した場合には、親権者及び所轄の未成年者裁判所の検察官に通知することなどを規定している。第3条の2は都市周辺地域の住みやすさ及び品位を監視する内務省郊外監視部門の設置、第3条の3はコムーネによるビデオ監視システム設置のための予算措置、第4条は武器等の不法所持並びに麻薬等の不法な製造、売買及び所持に対する罰則の引上げ、第5条は県警察本部長の口頭による警告の対象となる者の拡大など、未成年者の暴力を予防するための措置、第6条は現行犯により未成年者を連行する場合の拡大など、危険を予防するため人身の自由を制限する措置について規定している。

第7条は、「社会的に特に懸念される犯罪」であるマフィア型結社による犯罪及び麻薬等の取引を目的とする犯罪の捜査中に、未成年者に有害な状況が明らかになった場合、検察官に、

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は2024年4月5日、[ ]は筆者による補記である。

<sup>1</sup> D.L. 15 settembre 2023, n.123, Misure urgenti di contrasto al disagio giovanile, alla povertà educativa e alla criminalità minorile, nonché per la sicurezza dei minori in ambito digitale. 以下、法文に関しては、イタリア共和国の法令ポータルサイト (Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>) を参照した。

<sup>2</sup> このため、123号命令は、カイヴァーノ命令 (Decreto Caivano) と通称されている。

<sup>3</sup> 官報掲載日の翌日から施行されるという、123号命令第16条の規定による。以下、条名は、同命令のものである。

所要の措置（例えば、マフィア型結社に属する家族から未成年者を引き離す措置<sup>4</sup>）が講じられるよう、未成年者裁判所の検察官に通知することを義務付けている。

また、イタリアには従来、裁判官が、未成年者の刑事司法手続を1年（重罪の場合は3年）を超えない範囲で停止し、当該未成年者を未成年者司法福祉サービス事務所に委ね、そこでの行動や人格の発達及び成長に関する評価が良好であれば、判決により罪の消滅が宣告される試験観察（*messa alla prova*）制度がある<sup>5</sup>。第8条は、この制度をより簡素化したものとして<sup>6</sup>、5年以下の懲役又は罰金により処罰される犯罪に係る未成年者の刑事司法手続を対象に、当該未成年者が検察官の提案に基づき2～8か月の再教育プログラム（社会的に有用な労働の遂行等）に参加する間これを停止し、同プログラムの結果が良好であれば、判決により罪の消滅が宣告される制度を導入している。このほか、未成年時の犯罪により未成年者向け刑事施設に収容されている21歳以上の受刑者が、当該施設の秩序及び治安を乱す行為、暴力及び脅迫を用いる行為又は他の受刑者を服従させる行為を行った場合には、成人向け刑務所への移送を可能にしている（第9条）。移送は、上述の行為を複数行った18歳以上の受刑者にも適用される。

### （3）未成年者に対する教育の提供に関する措置（第3章）

アブルツォ州等8州の第1及び第2課程（小学校から高等学校までに相当）の国立教育機関に対し、中途退学を撲滅し、地域格差及び学習格差を縮小するために、2023年末まで有期契約による職員の臨時雇用を認めるなど、イタリア南部の教育機関を支援する（第10条）。また、上述の8州の中で、学習困難な生徒が存在する地域等の第1及び第2課程の教育機関には、所定の1学級当たりの生徒数の下限の例外が認められる（第10条の2）。第11条は、復興及び回復のための国家計画（PNRR）<sup>7</sup>に定められた目標を遵守するため、保育園における0～2歳児の定員を増やすための計画の認可等を行うこと、第12条は、刑法を一部改正し、未成年者に対する教育義務の不履行を従来より重い罪とし、罰則を強化することなどを規定している。

### （4）デジタル環境における未成年者の安全を確保するための措置（第4章）

電子通信機器の保護者による使用制限アプリケーションを、サービス提供者等の負担により、無料で利用可能にする（第13条）。ポルノサイトの管理者等に、利用者が成人であることの確認を義務付ける（第13条の2）。政府機関は、上述したアプリケーション等の利用者向けガイドラインの作成や、インターネット利用に係るリスク等に関する情報キャンペーンを行うこととする（第14条）。また、Agcom<sup>8</sup>に、オンラインプラットフォーム等が提供する違法コンテンツに対する未成年者の保護に関する監視を含む、新たな役割を付与している（第15条）。このほか、国家サイバーセキュリティ庁の増員（第15条の2）などが規定されている。

<sup>4</sup> Servizio Studi, “Misure urgenti di contrasto al disagio giovanile, alla povertà educativa e alla criminalità minorile, nonché per la sicurezza dei minori in ambito digitale,” Dossier, D.L. n.123/2023 - A.C. n.1517, XIX legislatura, 30 ottobre 2023, p.59. <<https://documenti.camera.it/leg19/dossier/Pdf/D23123a.pdf>>

<sup>5</sup> イタリアの試験観察制度の詳細については、小谷眞男「子ども・家族・司法—日本の家庭裁判所とイタリアの未成年者裁判所を比較する—」『子ども学』第8号, 2020, pp.77-81 を参照。

<sup>6</sup> Servizio Studi, *op.cit.* (4), p.62.

<sup>7</sup> 復興及び回復のための国家計画は、EU加盟国経済の復活、グリーン化及びデジタル化を介した新型コロナウイルス感染症流行後の復興のための基金「次世代のEU」を利用するために、各加盟国が作成を義務付けられている計画である。“PNRR (Piano nazionale di Ripresa e Resilienza): cos’è e quali investimenti prevede. Obiettivi, risorse, missioni e riforme,” 15 Febbraio 2022. Forum PA website <<https://www.forumpa.it/pa-digitale/pnrr-piano-nazionale-di-ripresa-e-resilienza-cose-e-cosa-prevede-missioni-risorse-progetti-e-riforme/>>

<sup>8</sup> Agcom は、1997年7月31日法律第249号により設立された独立行政機関であり、通信市場における事業者の適正な競争の保障と、利用者の基本的自由の保護をその任務としている。“Che cos’è l’Autorità.” Autorità per le garanzie nelle comunicazioni website <<https://www.agcom.it/che-cos-e-l-autorita/>>